

接続約款変更届出書

令和3年3月24日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

住 所 とうきょうとみなとくかいがんにっしょうめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 わいやれす してい ぶらんにんぐ かぶしがいしゃ
Wireless City Planning 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう けん しーいーおー みやうち けん
代表取締役社長 兼 CEO 宮内 謙

登録年月日及び登録番号

平成22年12月1日 第342号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年3月31日
------	-----------

(WCP)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧
<p>(特定事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 4 条 当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。</p> <p>2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表 1 はこの約款の別表 1 に、特定事業者接続約款の別表 2 は、この約款の別表 2 に定めるとおりとします。</p> <p>※特定事業者接続約款の新旧対照表は別添のとおり</p>	<p>(特定事業者が定める接続約款の準用)</p> <p>第 4 条 当社の第 2 種指定電気通信設備と他事業者の接続に関し、接続料、接続条件及び当社の第 2 種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件については、この約款に特段の定めがない限り、特定事業者が定める電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく接続約款(以下「特定事業者接続約款」)の規定を準用します。</p> <p>2 前項の定める特定事業者接続約款の規定の準用において、特定事業者接続約款の別表 1 はこの約款の別表 1 に、特定事業者接続約款の別表 2 は、この約款の別表 2 に定めるとおりとします</p>

(SB)接続約款新旧対照表

別添

新				旧			
料金表				料金表			
第1表 接続料金				第1表 接続料金			
第1 網使用料				第1 網使用料			
1 適用 (略)				1 適用 (略)			
2 料金額				2 料金額			
区分	単位	料金額	備考	区分	単位	料金額	備考
(1) 通話モード接続機能	1秒ごとに	<u>0.052657</u> 円	(略)	(1) 通話モード接続機能	1秒ごとに	<u>0.053302</u> 円	(略)
(2) IMT-2000方式(デジタル通信モード)接続機能	1秒ごとに	<u>0.094782</u> 円	(略)	(2) IMT-2000方式(デジタル通信モード)接続機能	1秒ごとに	<u>0.095943</u> 円	(略)
(3) MNP転送機能	1秒ごとに	<u>0.007794</u> 円	(略)	(3) MNP転送機能	1秒ごとに	<u>0.008058</u> 円	(略)
(4) メッセージ通信モード接続機能	1通信ごとに	<u>0.413987</u> 円	(略)	(4) メッセージ通信モード接続機能	1通信ごとに	<u>0.467003</u> 円	(略)
(5) (削除)				(5) <u>直収バケット接続機能(L2接続)</u>	<u>(ア) 10Mbpsのもの</u> <u>(イ) 10Mbpsを超える1Mbpsごとに</u>	<u>391,073</u> 円 <u>39,107</u> 円	<u>月額</u> <u>月額</u>
(6) (削除)				(6) <u>MVNO回線管理機能</u>	<u>1契約者回線ごとに</u>	<u>76</u> 円	<u>月額</u>
(7) 00XY MVNO回線管理機能	1契約者回線ごとに	<u>88</u> 円	(略)	(7) 00XY MVNO回線管理機能	1契約者回線ごとに	<u>76</u> 円	(略)
第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 (略)				第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料 (略)			

第2 網改造料

1 適用 (略)

2 料金額

網改造料は、次表のとおりとします。

2-1 算出式 (略)

2-2 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容
諸掛費率		(略)
設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.078</u>
	法定耐用年数経過後	<u>0.060</u>

第2表 工事費

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1) トラン スレータ 変更工事 費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用	1 工事ごと	(略)	(略)
(2) 直収 パケット接 続に係る データ設 定工事費	第4条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に	ア (略)	1 工事ごと	(略)
	イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごと	<u>30,330</u> 円	(略)

第2 網改造料

1 適用 (略)

2 料金額

網改造料は、次表のとおりとします。

2-1 算出式 (略)

2-2 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容
諸掛費率		(略)
設備管理費率	法定耐用年数期間内	<u>0.077</u>
	法定耐用年数経過後	<u>0.057</u>

第2表 工事費

1 適用 (略)

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1) トラン スレータ 変更工事 費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用	1 工事ごと	(略)	(略)
(2) 直収 パケット接 続に係る データ設 定工事費	第4条(標準的な接続箇所)表中第2欄に規定する接続箇所における接続に	ア (略)	1 工事ごと	(略)
	イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごと	<u>28,565</u> 円	(略)

係る IP アドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用					
-------------------------------------	--	--	--	--	--

2-2 算出式 (略)

2-3 2-2 に適用する作業単金

区分	適用時間帯	単位	内容
平日昼間	9時から17時45分までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,066</u> 円
平日夜間	5時から9時までの間 及び 17時45分から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,832</u> 円
平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,597</u> 円
土日祝日昼夜間	5時から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,138</u> 円
土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,903</u> 円

第4表 その他の費用

第1 3G チップの利用に係る費用

区分	単位	形状	料金額	備考
3G チップの利用に	3G チップの利用の申込みを	1枚ごとに	Plug-in UICC(標準タイプ)、Mini-	<u>228</u> 円 (略)

係る IP アドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用					
-------------------------------------	--	--	--	--	--

2-2 算出式 (略)

2-3 2-2 に適用する作業単金

区分	適用時間帯	単位	内容
平日昼間	9時から17時45分までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>5,713</u> 円
平日夜間	5時から9時までの間 及び 17時45分から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,459</u> 円
平日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,205</u> 円
土日祝日昼夜間	5時から22時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>6,758</u> 円
土日祝日深夜	0時から5時までの間 及び 22時から24時までの間	一人あたり1時間ごとに	<u>7,504</u> 円

第4表 その他の費用

第1 3G チップの利用に係る費用

区分	単位	形状	料金額	備考
3G チップの利用に	3G チップの利用の申込みを	1枚ごとに	Plug-in UICC(標準タイプ)、Mini-	<u>256</u> 円 (略)

係る費用	行い、当社が その申込みを 承諾したとき に要する費用		UICC(micro タイ プ) 又は 4FF(nano タ イプ)		
------	--------------------------------------	--	---	--	--

附則

(略)

附 則(令和 3 年 3 月 23 日 MKS2103230001710001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 3 月 31 日から実施します。

ただし、この改正規定のうち、料金表第 2 表(工事費)及び第 4 表(その他の費用)の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

係る費用	行い、当社が その申込みを 承諾したとき に要する費用		UICC(micro タイ プ) 又は 4FF(nano タ イプ)		
------	--------------------------------------	--	---	--	--

附則

(略)